

2026年9月24日
株式会社京葉銀行

暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みの一部制限について

株式会社京葉銀行（頭取 藤田 剛）は、2026年10月1日（木）より暗号資産交換業者および資金移動業者の預金口座へのお振込みの一部を、制限させていただくこととお知らせいたします。

近年、特殊詐欺などによる被害金が暗号資産交換業者、資金移動業者の預金口座宛に不正に送金される事例が増加しております。こうした背景を踏まえ、当行では詐欺等による被害の拡大防止のため、暗号資産交換業者または資金移動業者の預金口座へのお振込みのうち、振込依頼人名を送金元口座名義から変更したお取引引きを制限します。

当行は今後も、特殊詐欺被害等への対策を強化して、お客さまの大切な資産の保護に努めてまいります。

記

1. 制限の内容

（1）当行の預金口座からのお振込み

暗号資産交換業者および資金移動業者の預金口座宛のお振込みについては、振込依頼人名の中に預金口座名義が含まれない場合制限します。

【具体例】

預金口座名義	振込依頼人名	お振込み可否
ケイヨウ ハナコ	ケイヨウ ハナコ	お振込み可能
	ケイヨウ ハナコ 123	お振込み可能
	ケイヨウ タロウ	お振込み不可
	チバケン ハナコ	お振込み不可
	ハナコ ケイヨウ	お振込み不可
	KEIYO HANAKO	お振込み不可

（2）現金によるお振込み

暗号資産交換業者、資金移動業者の預金口座宛の現金によるお振込みはお取り扱いできません。

2. ご参考

＜警察庁ウェブサイト＞

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/tokusyusagi/yotyokin_taisakukyouka20250912.html

＜金融庁ウェブサイト＞

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250912/20250912.html>

以 上